

# ラウンド・ケア・サービスことぶき

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

## 重要事項説明書

### 1 事業者概要

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名称  | 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 |
| (2) 所在地   | 兵庫県神戸市西区曙町1070番地  |
| (3) 電話番号  | 078-929-5655      |
| (4) FAX   | 078-929-5688      |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 藪本 訓弘         |
| (6) 設立年月日 | 昭和39年7月1日         |

### 2 事業所の概要

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 事業所名  | ラウンド・ケア・サービスことぶき                    |
| (2) 事業所番号 | 2894400239                          |
| (3) 所在地   | 兵庫県豊岡市日高町祢布1304番地                   |
| (4) 連絡先   | 電話 0796-42-0430<br>FAX 0796-42-0517 |
| (5) 事業開設日 | 平成30年9月1日                           |

### 3 職員体制 ※何れも、ことぶき苑訪問介護事業所と兼務

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 管理者     | 1名 (常勤兼務)                                |
| (2) 計画作成責任者 | 1名                                       |
| (3) オペレーター  | 1名以上 (介護福祉士取得者)                          |
| (4) 定期訪問介護員 | 9名以上 (常勤および非常勤職員)<br>3名 (常勤サービス提供責任者と兼務) |
| (5) 随時訪問介護員 | 1名以上 (オペレーター兼務)                          |
| (6) 訪問看護師   | 連携 訪問看護事業所 看護師 4名以上                      |

### 4 サービス実施地域 兵庫県豊岡市日高町内

### 5 営業日・営業時間 365日 24時間

## 6 事業の目的及び運営方針

要介護状態となっても、その利用者が尊厳を保持し可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることが出来るよう、定期的な巡回又は随時の要請により、日常生活上その利用者に必要な支援と緊急時における対応により安心して生活を送ることが出来るようその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ることを目指すものとします。

## 7 サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容
定期巡回サービス	利用者様の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、当事業所の計画作成責任者が計画書を作成し、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
随時対応サービス (オペレーションサービス)	利用者様に対し、24 時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者様からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の手配など、適切な対応を取ります。
随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して必要な日常生活のお世話をを行います。 ※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。
訪問看護サービス	連携先の指定訪問看護事業所（訪問看護ステーションひだか、在宅看護センター豊岡、南但訪問看護センター）から概ね月1回の利用者様宅を訪問しアセスメントを行います(利用者様全て)。 訪問看護サービスは、主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、利用者様の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。 対象となる利用者様は、連携先の指定訪問看護事業所の重要事項説明をご参照ください。
その他のサービス	居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者などへの連絡、調整を行います。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行います。必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

## (2) 利用料金について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度により異なります。

※原則として料金表の利用料金の1割が利用者様負担額となります。

（所得により2割、3割負担となる方もあります。）

※利用者様が介護保険利用者負担額の減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

※月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

※利用月途中で入院された場合は、該当月に限り、入院中は日割りの対象にはなりません。また、月途中で退院して利用された場合についても、同様の対応になります。

※ケアコール機は事業所から貸し出しますが、通信にかかる通信料（電話代）は利用者様負担となります。

※ケアコール機のメンテナンスの為、毎月定期診断通報を行います。通信料として1回10円の電話料金は利用者様負担となります。

※ケアコール端末機の定められた使用方法以外の事由に起因する故障・紛失に関しては利用者様負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

※事業の実施地域を越えておこなうサービス提供を利用される場合、交通費は通常の実施地域を越えた地点から1km毎に20円頂くこととなります。

## (3) 基本料金について

区分	基本単位 (介護のみ)	1割負担金	2割負担金	3割負担金
要介護1	5,446単位	5,446円/月	10,892円/月	16,338円/月
要介護2	9,720単位	9,720円/月	19,440円/月	29,160円/月
要介護3	16,140単位	16,140円/月	32,280円/月	48,420円/月
要介護4	20,417単位	20,417円/月	40,834円/月	61,251円/月
要介護5	24,692単位	24,692円/月	49,384円/月	74,076円/月

※訪問看護を利用される場合、訪問看護分の基本単位数が要介護1～4が2,961単位、要介護度5が3,761単位となり、上記の訪問介護分に追加されます。なお、看護に係る費用については、連携先の指定訪問看護事業所へのお支払いとなります。

#### (4) 加算料金について

加算	単位	1割負担金	2割負担金	3割負担金
初期加算	30 単位/日	30 円/日	60 円/日	90 円/日
総合マネジメント 体制強化加算 (I)	1,200 単位/月	1,200 円/月	2,400 円/月	3,600 円/月
<u>総合マネジメント</u> <u>体制強化加算 (II)</u>	800 単位/月	800 円/月	1,600 円/月	2,400 円/月
<u>サービス提供</u> <u>体制強化加算 (I)</u>	750 単位/月	750 円/月	1,500 円/月	2,250 円/月
サービス提供 体制強化加算 (II)	640 単位/月	640 円/月	1,280 円/月	1,920 円/月
サービス提供体制 強化加算 (III)	350 単位/月	350 円/月	700 円/月	1,050 円/月
介護職員等処遇改 善加算 (I)	基本単位数+各種加算単位数を加えた総単位数に24.5% が加算されます。			

※デイサービスやショートステイを利用される場合は、その利用日数に応じた額を上記の額より減じます。

※介護給付対象外サービスの利用料は利用者様全額負担となります。

※利用料のお支払い方法

料金の算定は毎月末締めとし、翌月 15 日までに請求書を送付します。

請求書が届きましたら、自動口座引き落としか、たじま荘へ直接現金でお支払い頂くか、又は下記の指定金融機関へお振込下さい。

※自動引き落としの場合は、月末に指定口座より自動引き落としされ、手数料はご利用者負担となります。

#### 【利用料金振込先】

但馬銀行 日高支店 普通預金

(口座番号) 7252398

(口座名義人) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

ことぶき苑 所長 堂垣 春水

#### 8 相談窓口・苦情対応

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、次の窓口までご遠慮なくお申し出下さい。

※サービスの相談や苦情の窓口

○苦情受付窓口

ラウンド・ケア・サービスことぶき

〔氏名〕中村 由美

〔職名〕計画作成責任者

○苦情解決責任者

〔氏名〕堂垣 春水

〔職名〕所長（管理者）

電話番号 0796-42-0430

FAX 0796-42-0517

受付時間 8：45～17：30

○第三者委員

・社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 監事

〔氏名〕田村 賢一

電話番号 078-929-5655

FAX 078-929-5688（24時間対応）

受付時間 9：00～17：00（年末年始・土日祝を除く）

・法務省 保護司

〔氏名〕宗野 義潔

電話番号 090-5887-6126

受付時間 9：00～17：00（年末年始・土日祝を除く）

・江戸川法律事務所 弁護士

〔氏名〕吉田 邦子

電話番号 078-331-0586

FAX 078-331-0545

受付時間 9：00～17：00（年末年始・土日祝を除く）

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、苦情解決責任者は、苦情の申し出をされました方との話し合いにより、円満な解決に努めます。

※公的機関による受付窓口

○市の相談窓口

豊岡市健康福祉部高年介護課

兵庫県豊岡市立野町12-12 豊岡市役所立野庁舎

電話番号 0796-24-2401

FAX 0796-29-3144

○兵庫県県民生活部健康福祉局介護保険課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号 078-341-7711

FAX 078-362-9470

○兵庫県国民健康保険団体連合会

神戸市中央区三宮町1-9-1-1801

電話番号 078-332-5617

## 9 サービス利用にあたっての留意点

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

- ① サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交代でサービスを提供します。
- ② 利用者様から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

### (2) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

利用者様は「7 サービスの内容と費用」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

#### ② サービス実施に関する指示・命令

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

### (3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の状況、又は事業所の事情によって、予め計画していたサービス計画を変更することがあります。

#### (4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの資産管理を主とする預かり。
- ③利用者様又は、そのご家族等からの金銭、物品、飲食の教授。
- ④利用者様の同居家族等に対する訪問介護サービスの提供。
- ⑤利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除等）
- ⑥利用者様の居宅での飲酒、喫煙。
- ⑦身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者様又は、第三者の生命や身体を保護する為、緊急でやむを得ない場合を除く）
- ⑧利用者様又は、その家族に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

#### (5) サービスの縮小、又は一時停止

- ①利用者様が医療機関へ入院した場合。
- ②自然災害により、事業所が通常のサービス提供が難しいと判断した場合。
- ③その他、非常事態が発生した場合。

#### (6) サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合。  
サービス終了を希望する日の1週間前までに担当の介護支援専門員へお申し出下さい。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス及び契約を終了します。  
ア 利用者様が介護保険施設に入所した場合。  
イ 利用者様が要介護認定区分、要支援及び非該当（自立）と認定さ

れた場合。

ウ 利用者様がお亡くなりになった場合。

#### ④その他

- ア 当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。または、当事業所が破産した場合、利用者様は担当の介護支援専門員への解約の意向を通知することにより、即座にサービスを終了することが出来ます。
- イ 利用者様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、1ヶ月以内に支払わない場合、又は利用者及び家族の著しい不信行為（暴言、暴行、セクシャルハラスメントなど）により契約の継続が困難になった場合、その理由を記載した文書により契約を解除することが出来ます。

### 10 損害賠償

- (1) 利用者様に対して当事業所の責任において賠償すべきことが生じた場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。
- (2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ①契約者（その家族、代理人も含む）が契約締結に際し、契約者の心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
  - ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
  - ④契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

### 11 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者様の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族が不在、又は主治医への連絡がつかない場合は、必要に応じて救急車を要請させていただきます。

### 12 記録の保管

定時巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関わる記録を整備し、サ



ービス完結後 5 年間保管します。契約者、代理人の要望に応じて記録の閲覧及び写しの交付をします。

※コピー代は実費いただきます。

### 1.3 重要事項の変更

重要事項を変更する必要がある際は、予め文書により説明を行い、契約者に同意をえるものとします。

ラウンド・ケア・サービスことぶきの利用開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付し、本書面において、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明場所 \_\_\_\_\_ 説明時間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ :

事業者 兵庫県豊岡市日高町祢布1304番地  
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団  
ラウンド・ケア・サービスことぶき

管理者 \_\_\_\_\_ 堂垣 春水 \_\_\_\_\_ 印

説明者職名 計画作成担当者 氏名 中村 由美 \_\_\_\_\_ 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護によるサービスの提供開始に同意しました。

この書面は、契約の一部になる事を理解した上で、署名・捺印をします。

契約者（利用者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（続柄 \_\_\_\_\_）